

第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

1 歴史的風致の維持及び向上における文化財の保存・活用

(1) 全市に関する方針

ア 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針

本市には、国指定8件、県指定24件、市指定115件、合計147件の指定文化財が存在しているほか、国登録有形文化財として16件の建造物が登録されている。これらの指定等文化財は文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、小田原市文化財保護条例等の関連法令に基づく指導・助言を行うなどの保護措置が講じられてきた。

一方で、本市には中世から城下町として発展してきた歴史性を反映し、指定等に至っていないものの歴史的価値の高い民家や商家、社寺、まちなみ、祭礼、風習など様々な文化財が所在していることから、これら指定又は未指定に関わらず文化財を総合的に把握する仕組みを構築するとともに、これらの文化財の効果的かつ積極的な活用を図り、歴史的風致の維持向上につなげていくものとする。

その活用の際には行政だけではなく、建造物の所有者や管理団体、また祭礼や伝統文化を継承する活動団体等の市民が主体的な役割を担うことが重要であることから、市はそれら文化財を管理する個人・団体との連携を密にし、管理団体等の市民が活動に積極的に参加できるような体制づくりに努めるとともに、市民一人一人が小田原の歴史的風致への認識を深め、文化財を大切にする気持ちが育まれるよう普及啓発等に努めるものとする。

なお、指定等文化財の活用にあたっては、文化財保護法等の法令の主旨を踏まえ、文化財としての価値を毀損することがないように配慮するものとする。

以下、本市における歴史的風致の維持及び向上の核となる文化財である「建造物」と「史跡」、「無形文化財等」について、種別ごとに文化財保護法等における既存の保存施策等の現状を踏まえるとともに、今後の歴史まちづくりにおける活用の方針を定める。

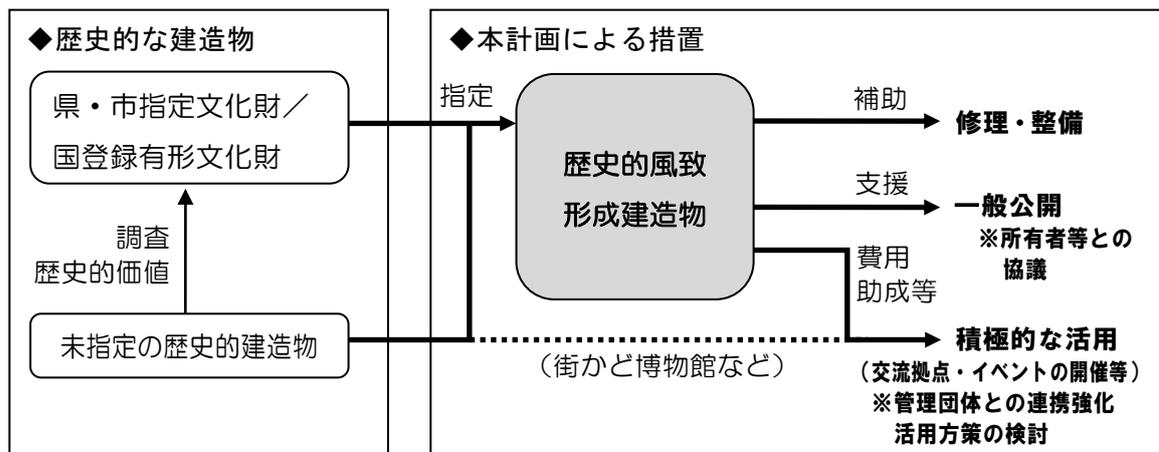
《建造物》

建造物のうち、市所有のものについては国登録有形文化財として原則公開されており、そのうちの一部の建造物は、管理する市民団体等により活用が図られ、市民・来訪者に小田原の歴史に触れる機会を提供しているものもある。

こうした取り組みを今後とも進めていくためには、管理団体等と歴史的風致の維持向上に寄与する活用のあり方について連携して検討を進めていく必要がある。

一方、民間所有のものには店舗等として現在も利用されているものが多く存在することからの保存・活用を図る際には、所有者や管理者等との協議のもと、適切な調査・診断を行い、必要に応じて本計画に基づく歴史的風致形成建造物への指定を検討するなど、円滑かつ計画的な保存活用を図る。

加えて、市内に分布する未指定の歴史的建造物については、継続的に調査を行い、その調査で明らかになった事項の価値付けを図るとともに、歴史的風致の維持及び向上に寄与すると認められるものについては、歴史的風致形成建造物等に指定し、保存活用を図る。



建造物の活用イメージ

《史跡》

本市には、国指定史跡である小田原城跡、石垣山のほか、県指定史跡である「石橋山古戦場のうち与一塚及び文三堂」をはじめ、多くの指定史跡がある。このほか、指定を受けていないものの、小田原の豊かな歴史の証であるものも数多く存在する。

国指定史跡については、その保存と活用を図っているほか、県・市の指定史跡についても説明板・標柱により周知が図られており、ガイドマップなどでも紹介されるとともに、未指定のものについても、古くから同様の扱いを受けてきたものもある。

これらの中には国県等指定の種類に関わらず相互に関連性を持ったものが存在しているが、これらから豊かなストーリーが立ち上るにはその関連付けがまだ不十分な状態といえる。

今後これらの史跡の実態把握に努めるとともに、史跡相互の有機的な関連付けについても検討し、さらに効果的な保存と活用を図る上で必要な方策を検討する。

《無形文化財等》

祭礼や伝統産業にまつわる無形の文化財等については、そのほとんどが未指定の文

化財であり、担い手の現状や活動状況等の実態把握が十分ではなく、保存継承のための施策を講じにくい状況にある。今後は保存団体や地域の担い手等と積極的に連携し、現状把握に努めるとともに、それら活動について積極的なPRを図り、多くの人に知ってもらうことにより、活動の活性化や担い手の確保に結び付けていく。また、こうした無形の文化財の内容についての記録作成調査を行うことにより、後世に確実に小田原の伝統・文化を継承していくよう、適切な支援策を講じていくこととする。

イ 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の保存・活用は、文化財としての歴史的価値の維持に配慮することが求められることから、その修理にあたっては所有者及び管理者等への適切な助言や必要な支援措置を講じながら慎重に進めるものとする。

特に指定文化財の修理の実施に際しては、文化財保護法や県、市の文化財保護条例が定める現状変更許可等の規定を順守するとともに、文化庁や神奈川県教育委員会などの関係機関と連携し、文化財の価値を毀損することのないようにする。解体等を伴う大規模な修理を実施する場合は、詳細調査や史料調査などを行い、文化財の再評価に努めることとする。

文化財の修理や整備にあたっては、歴史の真正性を最大限確保することに留意し、過去の調査記録などの成果の活用や新たな調査研究を実施するとともに、必要に応じて小田原市文化財保護委員会等の有識者の意見を得ながら、それらの知見を踏まえた総合的な整備を図る。また、国登録有形文化財や市指定文化財等を保全するための独自条例の制定について検討を行う。

ウ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、小田原城址公園を中心に、旧石器時代から現代までの小田原の歴史資料を収蔵・展示している小田原市郷土文化館をはじめ、江戸時代の宿場町の街並みを再現するなど、体験しながら歴史を学ぶことができる小田原城内の小田原城歴史見聞館、二宮尊徳の生家に隣接し、その業績等を展示している尊徳記念館などがあるほか、小田原にゆかりのある文学者の写真や資料を収蔵・展示している小田原文学館もある。

これらの施設では歴史的建造物を使った展示やイベントの開催等を通じて、多くの人々が身近に小田原の歴史的風致に接する機会が



小田原市郷土文化館

提供されている。しかし、これらの施設はいずれも規模が小さく、特に収蔵・研究スペースが不足している。

また、小田原市郷土文化館及び小田原市立図書館は小田原城二の丸内にあることから移転の方向性が示されており、その他施設にあっては、老朽化・バリアフリーや耐震対策・展示方法の検討など多くの課題を抱えているものもある。今後、これらの施設の整備等に向けた検討を進めるものとする。

また、文化財の保存・活用のための公共サイン整備及び説明板や解説資料の充実を図り、加えて、点在する文化財を結ぶ散策・回遊ルートの設定及び休憩施設(ポケットパーク等)と一体となった整備を図る。



小田原城歴史見聞館

エ 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の保護は文化財単体のみではなく、周辺環境と一体的に図られるべきものであり、都市計画法や景観法等の他法令との連携が不可欠である。

本市では、既に都市計画法に基づく高度地区(用途地域で建築物の高さ制限 10m を定めている第 1 種低層住居専用地域を除く市街化区域全域)の指定による建築物の高さや景観法とそれに基づく景観計画による建築物の意匠や色彩などのコントロールを図っており、引き続きこれらの制度を活用しながら文化財の周辺環境の保全を図るものとする。

また、本計画に基づき整備を図る施設については、文化財とその周辺環境や景観との調和を図るものとする。

オ 文化財の防災に関する方針

文化財の火災等による滅失を防ぐため、自動火災報知機や消火設備などの防災設備設置を推進し、被災リスクの軽減を図る。また日常から文化財の防災に対する意識を向上させるため、所有者・管理者・地域住民・消防が一体となった防災訓練を定期的実施する。地震への対応として、文化財建造物等の耐震診断を進め、可能な限り耐震補強工事を実施する。

カ 文化財の保存・活用の普及及び啓発に関する方針

歴史的風致の維持向上は、市民等が歴史的風致を構成する文化財を将来にわたって

大切に継承するという意識を持つことが重要であり、そのために継続的な普及・啓発活動に取り組むことが求められる。

そこで、文化財を積極的に公開することにより、誰もが気軽に歴史的風致に触れることができる環境づくりを推進する。また、文化財所有者と連携し、文化財でのイベント等、積極的な事業参加を促すことにより、市民の文化財保護への意識向上を図る。加えて、文化財の普及・啓発活動に取り組む NPO 法人等との連携を強化し、今後もこうした取り組みを推進していく。

キ 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

地域の貴重な歴史的資料である周知の埋蔵文化財包蔵地については、現状把握及び適切な保護措置を県などの関係機関との連携の下、継続的に実施する。

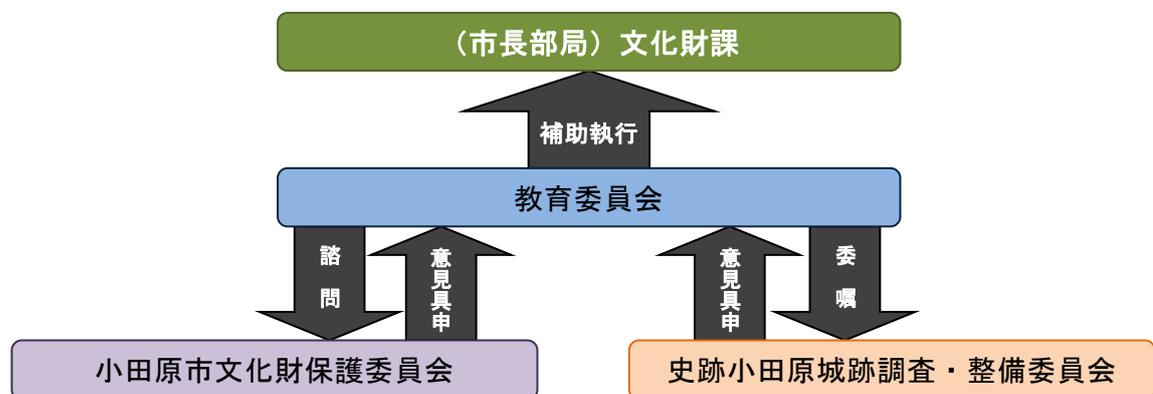
開発等に対しては、文化財課と開発審査課が緊密に連携し、事業者等との事前協議による調整を図り、その手続きについては文化財保護法及び県条例に基づき神奈川県教育委員会の指導と助言を得て行う。

一方、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所において実施される開発行為等については、関係部局の協力を得ながら、未発見の埋蔵文化財の事前把握に努める。

ク 文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制と今後の方針

文化財の保存・活用に係る体制については、平成 23 年 4 月以降、市長部局である文化部文化財課がその事務・事業を行っている。文化財の保護に関する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 14 号の規定により教育委員会の職務権限とされているため、教育委員会の事務を補助執行しているものである。

現在、文化財課には、11 名の職員を配置し、専門職員として埋蔵文化財担当学芸員を 6 名配置している。



文化財の保存・活用に關わる体制

また、小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、小田原市文化財保護委員会が設置されており、文化財の保存及び活用について、教育委員会の諮問に応じて調査・研究し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申する体制となっている。委員は 10 人で構成されており、各専門分野は、歴史（近世史）分野 2 名、歴史（考古）分野 1 名、歴史（郷土史）分野 1 名、建築分野 1 名、美術（絵画）分野 1 名、民俗分野 1 名、自然科学分野 2 名、城郭分野 1 名となっている。今後とも、文化財保護委員会は未指定文化財の調査、発掘とその価値付けに必要な資料の収集、史跡整備・活用方針等に対する指導的な立場を發揮し、文化財保護について積極的な支援を図るものとする。

さらに、史跡小田原城跡の保存、整備に関しては、史跡小田原城跡調査・整備委員会設置要綱（昭和 57 年 9 月 7 日制定）に基づく委員会（委員 11 名）が教育委員会に設置されており、城跡整備に必要な調査研究等を行い、史跡の整備活用に関する事項について意見を具申する体制となっている。

ケ 住民・NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

既に確立されている地域活動、コミュニティ活動の場を中心として、地域に根づいた伝統行事などの活性化、文化財を学び知る機会の増加を図る。

また、歴史的風致の維持及び向上に寄与する活動を実践する住民や NPO 法人等の各種団体との連携を深め、必要な情報の提供や人材の育成、官民協働による文化財の保存・活用の体制を構築する。

(2) 重点区域に関する事項

ア 文化財の保存及び活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定史跡である史跡小田原城跡をはじめとする多くの指定文化財が存在している。本市の歴史的風致の維持向上のために、重点区域に集中的に存在する文化財の保存・活用を図ることが必要であり、関連法令に基づく保護措置を図るとともに、計画的な修理や整備を推進する。

まず、史跡小田原城跡の本丸・二の丸部分については、「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づく環境整備事業等を進めており、平成 9 年度に銅門が復原され、平成 20 年度には馬出門の復元的整備が完了した。さらに平成 22 年度で馬屋・大腰掛跡の平面表示等を含む馬屋曲輪ごようまいくるわの整備工事を実施している。今後平成 23 年～25 年度にかけて、御用米曲輪ごようまいくるわの修景整備等を行う予定である。

また、八幡山古郭及び総構部分については、史跡指定部分が散在しており、民有地

の部分が多いことなどから、平成 22 年に策定した「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき史跡の保存・管理に努め、重要な部分と位置付けられた箇所については、機会をとらえて公有地化及び整備を図っていく。

さらに、全体の整備のあり方を明らかにする必要があることから、その将来像を示した整備基本構想の策定に着手する予定である。

なお、三の丸清閑亭土塁、公有地化された部分の整備が終了した東曲輪については公開活用が始められているほか、官民主催による総構を歩く見学会やおだわらツーデーマーチのコースに選ばれるなど、周知化が図られている。

また、重点区域内には 8 件の国登録有形文化財が存在する。保存活用のために必要なものについては歴史的風致形成建造物に指定し、修理を実施するとともに、歴史的風致の維持向上のために積極的な公開を図るものとする。

未指定の歴史的建造物については、これまでも「小田原ゆかりの優れた建造物」の指定など本市独自の取組による保存・活用策を講じてきたところではあるが、小田原市文化財保護委員会等の助言を受けながら、必要な調査を計画的に実施し文化財としての価値を明らかにし、指定等により確実な保護が図られるよう努める。

また、歴史的風致を構成する建造物のうち早急な修理の必要性が認められるものについては、歴史的風致形成建造物に指定し、平成 26 年度以降、順次修理を実施する。歴史的風致形成建造物に指定した建造物については、可能な限り一般に公開を図ることとし、活用にあたり管理団体等への必要な支援措置を講じる。これら未指定の建造物については建築基準法等の現行法令により、改修の際などに制約があることから、特例措置を適用できる条例の制定等、貴重な歴史的資源を継承していくための方策について検討するものとする。

加えて、地域に根付く行事や伝統文化など無形の文化財についても保存団体等の担い手との連携を強化し、必要な調査の実施や記録に努めるとともに、後継者育成に関する支援や市民に対する普及活動の推進に努めるものとする。

イ 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備にあたっては、文化財の価値を損なうことなく適切な保存を図る必要があるため、詳細な調査を行い、履歴に基づいた修理及び整備を実施する。指定文化財の現状変更については、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づく手続きを踏まえるとともに、文化庁や神奈川県教育委員会等の関係機関との連携、小田原市文化財保護委員会等の有識者からの意見聴取等を行い、慎重かつ適切に実施するものとする。

●小田原城跡（史跡）

本丸・二の丸部分については、平成 23～25 年度にかけて、本丸北側に位置する御用米曲輪において、現存する緑との共生を図りながら、発掘調査の成果等に基づき、土塁や米蔵跡等の修景整備を行う。なお今後も「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき整備を進めていく。

なお、復原後 10 年以上が経過した銅門の櫓門やぐらもんや土塀、住吉橋等については一部老朽化が認められるようになってきており、現況調査を行ったうえで修復工事を行うことを検討している。

一方、八幡山古郭及び総構については、「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき、史跡の公有地化を視野に入れつつ、適切な保存・管理に努めていく。また、全体の整備の将来像を示した整備基本構想の策定に着手する予定である。



小田原城銅門



小田原城馬出門

既に公有地化が図られている MRA アジアセンター跡地については、今後三の丸外郭新堀土塁の環境整備等を行い、既に公開活用が図られている東曲輪、三の丸清閑亭土塁との連携を視野に入れながら八幡山古郭及び総構散策の拠点として活用を図る予定である。

●清閑亭（国登録有形文化財）

国登録有形文化財である清閑亭は小田原の歴史・文化の発信拠点、また周辺の歴史的施設の回遊ルートの拠点として活用を図る。土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が進んでいるため、歴史的風致形成建造物に指定した上で、平成 23 年度から 25 年度にかけて、適切な修理等の方法を検討し、実施する。



清閑亭

●松永記念館（老樺荘・葉雨庵（国登録有形文化財）、本館、収蔵庫、庭園、無住庵）

松永記念館にある国登録有形文化財に登録されている老樺荘及び葉雨庵については、建築後相当年数が経過しており、雨漏り等各部に傷みが見られるなど老朽化が進んでいることから、歴史的風致形成建造物に指定した上で、平成23年度から27年度において修理等の整備を実施する。また、松永記念館全体が地域の良好な歴史的景観を構成する重要な要素として、基幹的な役割を果たしていることから、本館や収蔵庫の改修・整備や植栽の復元、休息施設の拡充など庭園の修景・整備を行うとともに、現在個人所有地に移築されている無住庵を記念館の敷地に再度移築するなど、記念館全体を交流・回遊ルートの拠点としての活用を図る。



老樺荘



本館（右）、収蔵庫（左）

●小田原文学館（国登録有形文化財）

国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、平成23年度から25年度にかけて、損傷が生じている屋根の改修（雨漏り対策）や内部天井、床等の修繕、改修を実施する。本館内では、既設トイレのバリアフリー化などの改修を行い、合わせて敷地内に多目的トイレを整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての整備を図る。



小田原文学館本館

ウ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内にある小田原市郷土文化館では、郷土にある豊富な資料を収集し、その保管・保存を図るとともに、資料の展示公開や調査研究等を行っている。また、郷土資料館の分館である松永記念館でも収蔵品の展示を行っている。これらの施設については今後とも展示やイベント等で活用していくとともに、必要に応じて修理等の施設整備や情報発信力の強化を図るものとする。加えて、市が所有し、現在NPO法人に管理を委託している清閑亭については、史跡の回遊拠点や歴史的風致の維持向上を図る施設として活用していくため、NPO法人等との連携のもと、施設の維持管理や活用の

ための措置を図っていく。

また、本市では小田原の地場産業をなりわいとする店舗・工場について、事業者の協力のもと「街かど博物館」として広く公開している。現在 18 館ある博物館のうち、15 館が重点区域の中に含まれており、今後も展示や体験等を通じた小田原の歴史的の魅力の発信や市民・来訪者が歴史的風致に親しめる環境づくりに必要な支援策を講じる。



小田原宿なりわい交流館

合わせて、平成 13 年に旧網間屋を再整備した小田原宿なりわい交流館についても、市民や観光客の交流拠点としてさらなる活用を図っていく。

加えて、これまでも文化財等の案内板や説明板等の設置をしてきたところではあるが、一部には老朽化などの問題も生じていることから、その修復等も含め、歴史的風致をネットワークする案内板等のあり方を検討した上で、平成 24 年度から設置する。

エ 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域は史跡小田原城跡を中心に、本町、南町などに城下町や旧東海道の宿場町といった歴史を感じさせるまちなみが残る一方、小田原駅や国道 1 号が近接しており、都市機能と歴史的環境の調和のとれたまちなみ形成が求められる。

そこで、都市計画では、用途地域の種別に応じて高度地区を指定し建築物の高さを規制し、景観計画では、小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道 1 号本町・南町地区を拠点型重点区域と位置づけ歴史的まちなみに配慮した規制誘導を行っている。

また、旧甲州道沿道の銀座通りでは、現在事業中の電線類地中化事業と併せ、平成 23 年度からは景観修景の面からも歴史文化やなりわいの感じられるまちなみづくりに向けて、銀座・竹の花周辺地区街づくり基準に基づく修景整備等を行う。

今後は、板橋地区周辺やかまぼこ通り地区周辺など歴史的まちなみ環境が残る地区において、景観重点区域への編入を目指し、平成 23 年度から住民と一体となって景観調査や地区住民とのワークショップによるルールづくりや、協議会等への組織化への支援を行い、住民主体による歴史的環境の維持向上を図っていくものとする。



かまぼこ通り地区周辺

オ 文化財の防災に関する具体的な計画

小田原文学館、松永記念館、宗福院地蔵堂等、重点区域内の主要な文化財において、現在、毎年1月26日の文化財防火デーなどの機会に防災訓練を実施し、所有者、市民等の文化財に対する防災意識の向上を図っており、成果を上げている。この成果を広く歴史的建造物にも対象を広げていく必要がある。これは、歴史的建造物の多くが木造であることから、火災に対する対策が重要なためである。消防による文化財の予防的な査察を実施するとともに、所有者、管理者等に自動火災報知機や盗難対策としての警備システム等の設置を促していく。

カ 文化財の保存・活用の普及及び啓発に関する具体的な計画

文化財パンフレットの作成や市ホームページの充実化を図るとともに、発掘調査、整備工事現場や建造物修理現場での説明会を機会あるごとに実施し、文化財の公開に努めるとともに、市民が文化財に対して理解を深める機会の創出に努める。特に平成23年度からは、より多くの人々が小田原の歴史、文化に対する認識を深めることができるよう、小田原の歴史的まちなみを回遊する際に活用できる散策パンフレットの作成を行い、あわせて、レンタサイクルの拠点の拡大を検討し、歴史的まちなみに触れる人々の回遊性の向上を図る。

無形の文化財は、その維持継承にあたって、担い手や技術の伝承など多くの人の関与が重要であることから、その正確な記録調査を実施し、円滑かつ確実に文化が継承されていくよう努めものとする。加えて、小田原囃子や大漁木遣唄等の伝統芸能の後継者育成に取り組む小田原民俗芸能保存協会や小田原漆器などの伝統工芸の継承支援を行っている産地組合等、伝統文化の継承等や歴史的風致の維持向上に資する活動を行う団体に対しては、その活動の継続に必要な支援を実施し、これら伝統文化・伝統工芸の普及啓発を図る。

キ 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内において現在確認されている周知の埋蔵文化財包蔵地は64か所となっている。これらの該当箇所では歴史的風致の維持及び向上に関する事業を実施する場合は、埋蔵文化財の価値を損なわないよう十分な調査を行うものとする。また開発等で埋蔵文化財が破壊されることがないように、地権者への周知を図るとともに、実際の開発に際しては十分な事前協議を行い、できるかぎり現地保存を図るものとする。開発による破壊を免れえない場合は、発掘調査を実施し記録保存を行う。また埋蔵文化財包蔵地以外でも小田原城総構の範囲では城絵図等から遺構の存在が予想されるため、

総構の堀や土塁、城下町遺構などが新たに発見された場合には、記録保存や現状保存について、開発事業者等と協議し理解を得ることに努める。

ク 住民・NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域では、文化財の保存・活用に取り組む NPO 法人等の団体が活動を展開している。

これらの団体が文化財の保存・活用に主体的に関わっていけるよう情報提供等の支援を行うとともに、団体間で交流、情報交換できる機会を提供する等、文化財の保存・活用に向けた体制整備を図る。

また、本市に数多くある文化財の保存・活用を行政だけで担うことは限界があることから、市民が主体となって本市の文化財を総合的に把握し、それを活用・育成する仕組みを検討し、小田原市全体で歴史的風致を維持向上させる体制を整備する。

●小田原民俗芸能保存協会

小田原地方の民俗芸能を保存し、普及並びに後継者の育成に努めるとともに、民俗芸能保存団体の連絡協調を図ることを目的に、会の趣旨に賛同する民俗芸能団体により活動を行っている。

若手後継者の日ごろの鍛錬の成果を発表する場として、また、民俗芸能の普及啓発のため、毎年1回、後継者育成発表会を主催している。

●NPO 法人 小田原まちづくり応援団

相模湾沿岸地域一帯に多く残る邸宅・庭園や歴史的建造物を、新たな文化発信や、地域住民と来訪者による多彩な交流の場として保全活用し、地域の活性化につなぐ取り組みである神奈川県邸園文化圏再生構想とリンクし、「おだわら千年蔵構想」の実現を目指し活動している。

清閑亭を拠点として、邸園文化や邸園交流をコンセプトに、主に小田原市域において、多様な主体と連携しながら、まちづくりや特定非営利活動に係る調査研究・政策提言活動および情報発信・学習交流活動に関する事業等を行い、地域に眠っている宝物を活かした小田原らしいまちづくりの進展を目指し活動を展開している。

●NPO 法人 小田原ガイド協会

小田原市及びその周辺の自然・歴史・文化を観光客や市民に紹介し、観光振興と文化の継承に寄与し、地域の発展に貢献することを目的に活動している。

●小田原茶道連盟

茶道文化の由緒深い小田原で活動する団体で、昭和 55 年に結成された。表千家、裏千家、久田流、煎茶道阿部流の 4 流派で構成され、日本の伝統文化のひとつである茶道の普及、次世代への継承等の活動を行っている。

2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理

(1) 歴史的風致維持向上施設の管理に関する事項

歴史的風致維持向上施設の管理については、その施設の管理主体となる所管課が関係課との十分な協議・調整の上、実施している。小田原の歴史的風致を構成している小田原用水、板橋地区の別邸等に残る石垣や煉瓦塀、海岸沿いの松林などは地域においても自治会等による清掃活動等が行われるなど大切に管理されている。今後も行政と地域住民が一体となって歴史的風致維持向上施設の管理に努める。

(2) 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項

小田原の歴史的風致の維持及び向上にふさわしい都市基盤整備が必要であり、その整備にあたっては、幅広く適切な補助事業などの情報を得て、歴史的風致維持向上計画の実施・推進体制にある各審議組織に付議し実施するものとする。

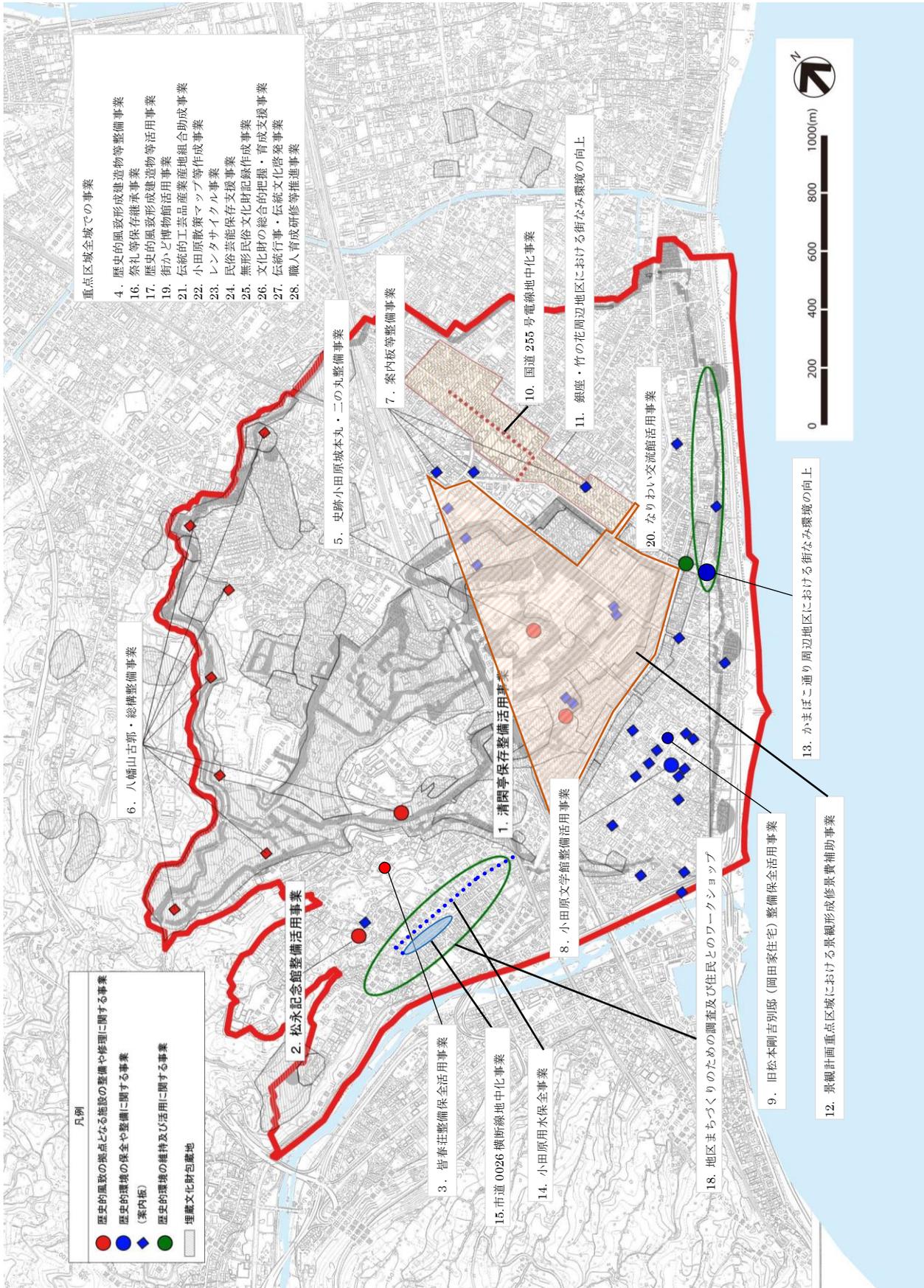
都市構造を示す歴史遺産である小田原城総構などについては、これまでの調査・研究による知見及び今後の調査等による新しい知見などに基づき、史実に即した整備を進める。

城下町かつ宿場町である小田原の歴史的風致の保護を考慮するとともに、歴史的なまちなみとそれを結ぶルートを整備し、市民が歴史的風致に親しむことができるよう文化財を核とした一体的な環境整備を図る。

歴史的風致維持向上施設の復原については、発掘調査等を重ね情報を収集するとともに、その構造を明らかにし、その価値及び史実に基づいた整備を行う。また、歴史的風致維持向上施設の周辺については、隣接する文化財及び地域における営み等と一体となった整備を進める。

さらに、本市の歴史的風致の維持向上のため、無形文化財等の記録や伝承など、市民や観光客の歴史的風致に対する理解と関心を高めるための市民の活動等を推進・支援する。整備にあたっては、以下の 3 つの観点より実施する。

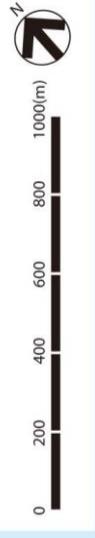
- | |
|-----------------------------|
| ア 歴史的風致の拠点となる施設の整備や修理に関する事業 |
| イ 歴史的環境の保全や整備に関する事業 |
| ウ 歴史的風致の維持及び活用に関する事業 |



- 重点区域全域での事業
- 4. 歴史的風致形成建造物等整備事業
 - 16. 祭礼等保存継承事業
 - 17. 歴史的風致形成建造物等活用事業
 - 19. 街かど博物館活用事業
 - 21. 伝統的工芸品産地組合助成事業
 - 22. 小田原散策マップ等作成事業
 - 23. レンタサイクル事業
 - 24. 民俗芸能保存支援事業
 - 25. 無形民俗文化財記録作成事業
 - 26. 文化財の総合的把握・育成支援事業
 - 27. 伝統行事・伝統文化啓発事業
 - 28. 職人育成研修等推進事業

- 凡例
- 歴史的風致の拠点となる施設の整備や修理に関する事業
 - 歴史的環境の保全や整備に関する事業
 - ◆ (案内板)
 - 歴史的環境の維持及び活用に関する事業
 - 埋蔵文化財包蔵地

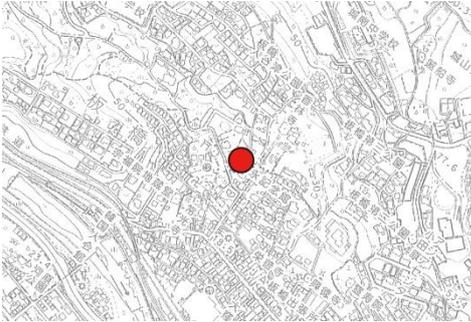
- 6. 八幡山古郭・総構整備事業
- 2. 松永記念館整備活用事業
- 3. 皆春荘整備保全活用事業
- 15. 市道 0026 横断線地中化事業
- 14. 小田原水保全事業
- 8. 小田原文学館整備活用事業
- 1. 清閑亭保存整備活用事業
- 5. 史跡小田原城本丸・二の丸整備事業
- 7. 案内板等整備事業
- 10. 国道 255 号電線地中化事業
- 11. 銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上
- 20. なりわい交流館活用事業
- 13. かまぼこ通り周辺地区における街なみ環境の向上
- 9. 旧松本剛吉別邸（岡田家住宅）整備保存活用事業
- 12. 景観計画重点区域における景観形成修景費補助事業
- 18. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ

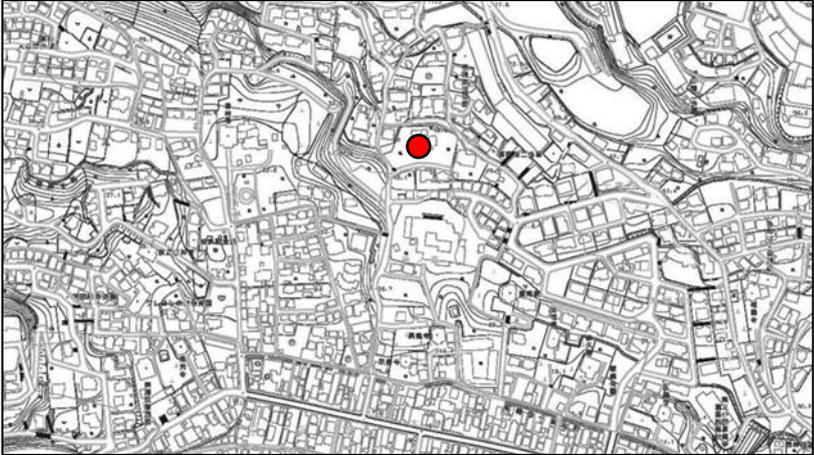


事業位置図

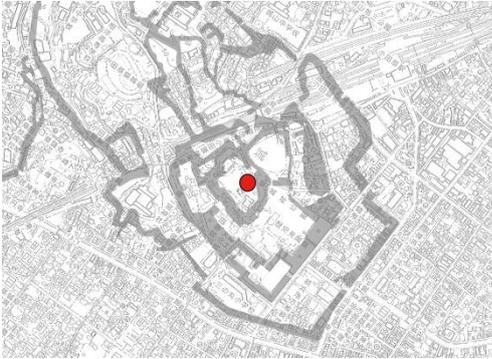
ア 歴史的風致の拠点となる施設の整備や修理に関する事業

事業名	1. 清閑亭保存整備活用事業
整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・地方創生推進交付金・市単独事業
事業期間	平成 23 年度～令和 2 年度
事業位置	南町一丁目
事業概要	<p>土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="411 792 874 1111"> <p style="text-align: center;">事業位置図</p> </div> <div data-bbox="903 792 1366 1111"> <p style="text-align: center;">文久図における事業位置</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="448 1211 863 1541"> </div> <div data-bbox="916 1211 1337 1541"> </div> </div> <p style="text-align: center;">清閑亭の現況</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>国登録有形文化財である「清閑亭」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑亭は NPO 法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。</p>

事業名	2. 松永記念館整備活用事業
整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業
事業期間	平成23年度～令和2年度
事業位置	板橋
事業概要	<p>松永記念館内にある歴史的建造物の修理及び庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大正5年の地形図における事業位置</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div> <p style="text-align: center;">松永記念館の現況</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>「松永記念館」は小田原の昭和前期に建てられた歴史的建造物であり、かつては松永安左エ門の収集品を展覧する美術館として一般に広く公開されていた。中世から続く板橋地区周辺の歴史的なまちなみにも寄与しており、今後、さらに施設内の歴史的建造物の修理・修景などと一体的な整備を実施し、観光客や市民の憩いの場や回遊ルートの拠点として整備することにより、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。</p>

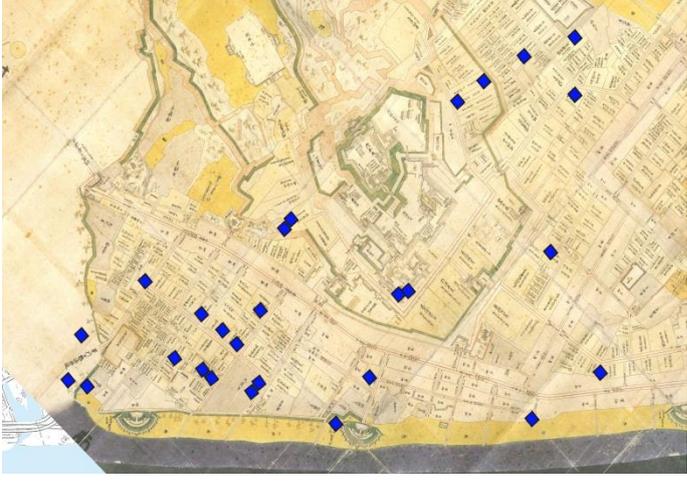
事業名	3. 皆春荘整備保全活用事業
整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業
事業期間	平成30年度～令和2年度
事業位置	板橋
事業概要	<p>皆春荘を適切な保全のうえ、主屋、門、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p>  <p style="text-align: center;">事業位置図</p>  <p style="text-align: center;">皆春荘（主屋）</p>  <p style="text-align: center;">皆春荘（門）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>明治40年頃の建築とされる「皆春荘（個人所有）」は、清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数奇屋風の木造建築物で、古稀庵のうちで唯一残るものである。</p> <p>周辺にある松永記念館、古稀庵門、山月（旧共寿亭）とともに、周辺散策の休息拠点や交流施設として整備することにより、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>

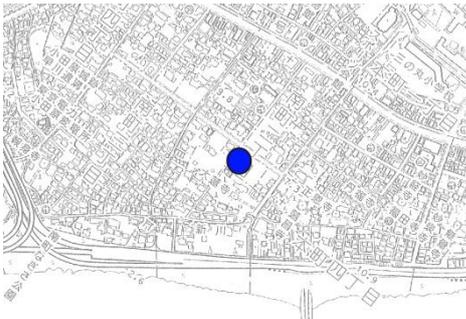
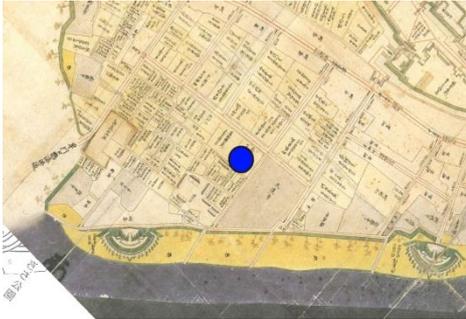
事業名	4. 歴史的風致形成建造物等整備事業
整備主体	建造物所有者・団体
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成25年度～令和2年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	<p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの歴史的建造物を調査し、歴史的風致形成建造物に指定するとともに、建造物の修理・復原に対する費用を助成する。</p> <div data-bbox="432 801 1358 1503" data-label="Figure"> </div> <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物指定候補位置図</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内にある歴史的建造物を対象に、歴史的風致形成建造物に指定し、建造物の修理・復原に対する助成を行うことにより、歴史的建造物の保全・活用を促し歴史的風致の維持向上を図る。</p>

事業名	5. 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業
整備主体	小田原市
支援事業名	馬屋跡・大腰掛跡整備：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業 御用米曲輪整備工事：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業 銅門・住吉橋修復工事：市単独事業 城跡周辺環境整備：社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成23年度～令和2年度
事業位置	城内
事業概要	<p>小田原城の本丸・二の丸については、平成5年に策定された「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき史跡整備や回遊ルートの整備を進める。これまでに平成9年に銅門柵形、平成21年に馬出門柵形を整備し、平成23年に馬屋曲輪の整備を行った。</p> <p>現在は御用米曲輪の整備を行っており、土塁の復元や米蔵跡の平面表示などを行う予定である。また、銅門柵形・住吉橋については老朽化が目立つため、修復工事を行う。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>文久図における事業位置</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>史跡小田原城跡は、小田原市の歴史・文化・伝統を継承するシンボルである。曲輪の整備や土塁の復元等を実施、以前の姿へと戻すことによって、波及的に歴史的風致が形成されている城下町一体の市街地の歴史的環境の改善が促される。また小田原城跡又は小田原市街地の環境整備を行うことにより、本市固有の歴史的な景観を保全し、市街地の魅力の向上に大きく貢献することも期待され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

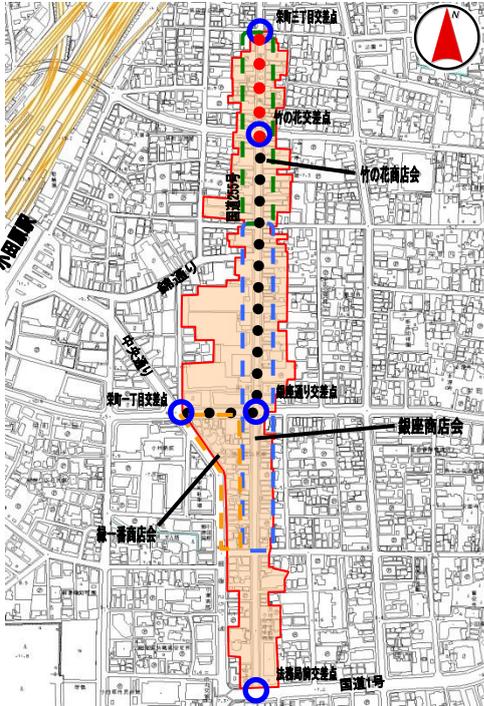
事業名	6. 八幡山古郭・総構整備事業
整備主体	小田原市
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金・社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業
事業期間	平成24年度～令和2年度
事業位置	城山
事業概要	<p>平成22年度に策定した「八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき、全体の整備基本設計・個別箇所の整備実施設計を策定し、それぞれの箇所の整備を順次行っていく。また、三の丸外郭新堀土塁については、個別に整備実施設計を策定し、史跡としての環境整備を行うとともに、中世小田原城を紹介するガイダンス施設を核とした複合施設の建設を検討する。</p>  <p style="text-align: right;">事業位置図</p>  <p style="text-align: right;">文久図における事業位置</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>八幡山古郭及び総構は、小田原のまち割りを規定している戦国時代の文化遺産である。そのため、八幡山古郭及び総構を整備することにより、多くの市民が小田原の町の歴史を感じることができる。また、史跡小田原城跡を説明するためのガイダンス施設を整備し、小田原城をめぐるための回遊拠点ができることにより、小田原城や小田原の歴史をより深く理解でき、小田原の歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。</p>

イ 歴史的環境の保全や整備に関する事業

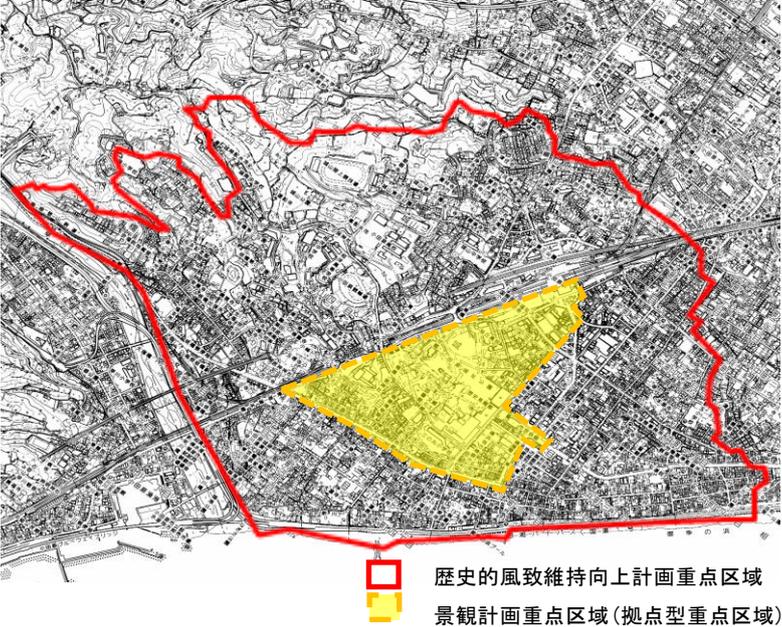
事業名	7. 案内板等整備事業
整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業
事業期間	平成23年度～令和2年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	<p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p>事業位置図（仮）</p>  <p>文久図における事業位置</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができるとともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	8. 小田原文学館整備活用事業
整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業
事業期間	平成25年度～令和2年度
事業位置	南町二丁目
事業概要	<p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>文久図における事業位置</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館本館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館別館</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

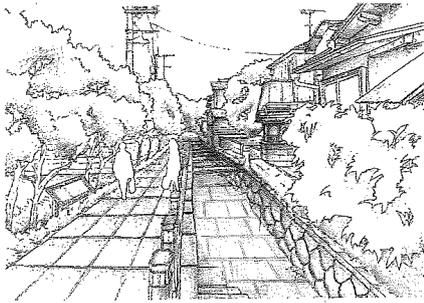
事業名	9. 旧松本剛吉別邸整備保全活用事業
整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）・ 地方創生推進交付金・市単独事業
事業期間	平成30年度～令和2年度
事業位置	南町二丁目
事業概要	<p>旧松本剛吉別邸を適切な保全のうえ、主屋、茶室、庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p> <div data-bbox="507 792 1321 1236" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">事業位置図</p> <div data-bbox="512 1303 879 1550" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">岡田家住宅（主屋）</p> <div data-bbox="960 1303 1321 1550" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">岡田家住宅（茶室）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>昭和初期の建築で山縣有朋側近の松本剛吉の別邸であり、主屋とともに茶室と水路のある庭園を有している。</p> <p>西海子小路に面し、小田原文学館とも近接していることから、周辺の別荘・別邸文化を発信する交流施設として整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>

事業名	10. 国道 255 号電線地中化事業
整備主体	神奈川県
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））
事業期間	平成 22 年度～令和 2 年度
事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目
事業概要	<p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=1,200m（両側歩道 600m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>  <p>整備前（現状）</p>  <p>整備後（完成イメージ）</p>  <p> ■ 区域 ●●● 電線類地中化工事 </p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	11. 銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上								
整備主体	小田原市								
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業								
事業期間	平成23年度～令和2年度								
事業位置	栄町一丁目・栄町二丁目								
事業概要	<p>銀座・竹の花周辺地区において、地区街づくり基準に基づく景観修景に対する助成や緑地の整備、歩道修景や案内板の設置等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="387 689 895 1458"> </div> <div data-bbox="911 689 1406 994"> </div> </div> <p style="text-align: center;">街並みの将来イメージ</p> <table border="1" data-bbox="461 1487 834 1624" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">- - -</td> <td>区域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">●</td> <td>小公園、緑地整備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>案内板等整備</td> </tr> </tbody> </table>	凡例		- - -	区域	●	小公園、緑地整備	○	案内板等整備
凡例									
- - -	区域								
●	小公園、緑地整備								
○	案内板等整備								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>銀座・竹の花周辺地区は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、往来する人々の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>								

事業名	12. 景観計画重点区域における景観形成修景費補助事業
整備主体	建物等所有者・団体
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業
事業期間	平成30年度～令和2年度
事業位置	城内・栄町一丁目、二丁目・南町一丁目～四丁目・本町一丁目～四丁目・浜町一丁目、三丁目
事業概要	<p>景観計画における3つの拠点型重点区域（小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区）において、景観形成の方針に基づく景観修景に対する助成等を行う。</p>  <p> 歴史的風致維持向上計画重点区域 景観計画重点区域(拠点型重点区域) </p> <p>小田原駅前での修景事例</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  ➔  </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 整備前 整備後 </p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内に位置し、旧城下や旧街道筋を含む景観計画における3つの拠点型重点区域において、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	13. かまぼこ通り地区における街なみ環境の向上
整備主体	小田原市・民間団体
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業
事業期間	平成30年度～令和2年度
事業位置	本町三丁目・浜町三丁目
事業概要	<p>小田原かまぼこ通り地区において、建築物等の修景整備に対する助成、歩車道の美装化や緑化、無電柱化等に取り組む。</p> <p>小田原かまぼこ通り地区</p>   <p>街なみの将来イメージ</p>  <p>地元活性化組織が修景整備した山車小屋</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>かまぼこ通り地区は、古くは本市の漁業の発祥の地として、また江戸期には旧東海道小田原宿の中心として繁栄するとともに、豊富な漁獲量を背景に水産加工業が発展した歴史を有する地区である。歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、回遊人口を増加させ、「宿場町・小田原の水産加工業にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>

事業名	14. 小田原用水保全事業
整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成31年度～令和2年度
事業位置	箱根板橋駅・南町周辺地区
事業概要	<p>小田原用水（板橋第一排水路）において、用水路の保全（改修）及び用水路脇の道路（市道2367）を景観舗装等に取り組む。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>現在の様子</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>整備イメージ</p>  </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>小田原用水は、日本最古の上水道とされ、板橋地区が誇る歴史的風致の1つである。用水路の保全及び道路の景観舗装等を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>

事業名	15. 市道 0026 横断線地中化事業
整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成 31 年度～令和 2 年度
事業位置	箱根板橋駅・南町周辺地区
事業概要	<p>地上を横断している電線類の地中化を行うことで景観の向上を図り、魅力ある通りを演出して観光客を呼び込む。</p> <div data-bbox="459 678 1353 1249" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="563 1288 702 1321" data-label="Caption"> <p>現在の様子</p> </div> <div data-bbox="1053 1288 1220 1321" data-label="Caption"> <p>整備イメージ</p> </div> <div data-bbox="389 1339 858 1691" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="874 1339 1377 1691" data-label="Image"> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>周辺には、寺社仏閣や別邸・別荘などの歴史的価値の高い建造物等が点在しており、江戸時代に東海道筋であった本路線沿いについては、豆腐店や畳店などの昔ながらのなりわいが残されている。</p> <p>このことから、地上を横断している電線類の地中化による景観整備を行い、歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、「板橋地区周辺にみる歴史的風致」の維持向上に寄与する。</p>

ウ 歴史的風致の維持及び活用に関する事業

事業名	16. 祭礼等保存継承事業
整備主体	保存団体等
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成25年度～令和2年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係わる費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	17. 歴史的風致形成建造物等活用事業
整備主体	建物所有者・団体
支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業
事業期間	平成23年度～令和2年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	地域住民組織を主体として、民有の歴史的建造物を維持管理、活用する方策について検討した平成24年度の調査成果を踏まえ、歴史的風致形成建造物に指定された建造物等の維持管理や定期的な一般公開等の活用を進める法人等に対し、支援する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物について、法人等による維持管理や定期的な一般公開等の活用等への活動支援を行い、当該物件の回遊・交流拠点としての機能向上、所有者による維持が困難な物件の保全、歴史的建造物の維持管理等に精通した専門的人材の育成を図ることにより、地域住民のニーズや地域の実状に即した歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	18. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ
整備主体	任意団体等
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成23年度～令和2年度
事業位置	板橋地区・かまぼこ通り地区
事業概要	板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	19. 街かど博物館活用事業
整備主体	建物所有者
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業
事業期間	平成23年度～令和2年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	20. なりわい交流館活用事業
整備主体	小田原市・民間団体等
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成23年度～令和2年度
事業位置	重点区域
事業概要	なりわい交流館において、小田原の地場産業の情報発信や生涯学習等の各種イベントの会場として、多くの市民や観光客が交流する場を提供する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	旧城下とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根ざした地場産業や生活の一部などをイベント等の開催にあわせて情報発信することにより、市民や観光客が本市の歴史と伝統を再認識し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	21. 伝統的工芸品産業産地組合助成事業
整備主体	伝統的工芸品産業産地組合等
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成23年度～令和2年度
事業位置	小田原市全域
事業概要	伝統的工芸品の産地団体（小田原箱根伝統寄木組合や伝統小田原漆器協同組合など）が行う振興事業に対し助成を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	中世より続く小田原の小田原漆器などの伝統的工芸品を担う事業者団体の活動を支援し、担い手の育成や伝統技術の継承を図ることにより、「城下の伝統工芸にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。

事業名	22. 小田原散策マップ等作成事業
整備主体	小田原市
支援事業名	社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業
事業期間	平成23年度～令和2年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策パンフレットを作成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。

事業名	23. レンタサイクル事業
整備主体	小田原市・民間団体
支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業
事業期間	平成23年度～令和2年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	現在、歴史見聞館のみにあるレンタサイクルについて、拠点を数か所整備し、運営を支援する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。

事業名	24. 民俗芸能保存支援事業
整備主体	保存団体等
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成23年度～令和2年度
事業位置	小田原市全域
事業概要	民俗芸能の保存活動団体に対し、活動の周知や後継者育成のための発表会など普及啓発や保存の取り組みを支援する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的風致を構成する民俗芸能は、中心市街地の若年層の減少により、次世代の担い手不足が懸念されている。保存活動団体の担い手育成や普及啓発などの取り組みを支援することで、民俗芸能の継承が図られることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	25. 無形民俗文化財記録作成事業
整備主体	小田原市・保存団体等
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成26年度～令和2年度
事業位置	小田原市全域
事業概要	無形民俗文化財の実態調査をし、現在における詳細な記録を作成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝承者の減少により維持が困難になりつつある無形民俗文化財について調査や記録を実施し、地域の伝統文化伝承への意識を高めることにより、無形文化財等の担い手育成などを促進し、後世に確実に継承することができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	26. 文化財の総合的把握・育成支援事業
整備主体	小田原市・保存団体等
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成27年度～令和2年度
事業位置	小田原市全域
事業概要	歴史的価値の高い文化財を、まだ認知されていないものも含め総合的に把握する仕組みを構築する。また、それらの活用を図るとともに、保存・活用に携わる団体・個人を育成する取組みを支援する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な活用が図れる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値付された文化財を活用し、保存・活用に携わる団体・個人を育成していくことで、全市において歴史まちづくりが展開されることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	27. 伝統行事・伝統文化啓発事業
整備主体	小田原市・保存団体等
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成26年度～令和2年度
事業位置	小田原市全域
事業概要	伝統文化に関わる普及啓発のためのイベントの開催やパンフレットなどの製作を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統行事や伝統文化について、イベントの開催やパンフレットの制作により、人々の伝統文化への意識を高め、伝統文化の担い手の発掘、育成を行う。また、歴史的風致の維持向上に関わるまちづくり団体間の交流の機会を設け、連携を深めることにより各団体の活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	28. 職人育成研修等推進事業
整備主体	小田原市
支援事業名	地方創生推進交付金・市単独事業
事業期間	平成28年度～令和2年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	<p>平成25・26年度の調査成果を踏まえ、法人等と連携し、歴史的建造物の調査・実態把握と職人育成研修（調査・整備・改修等を兼ねた実践型研修）を進め、歴史的建造物の改修等と併せて伝統工法に通じた職人の育成を図る。</p> <p>また、歴史的建造物の改修・整備、活用等を促進するための相談対応、利活用コーディネート等を行う。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域を中心に、法人等と連携して、歴史的建造物を教材とした職人育成研修、その利活用コーディネート等を一体的に推進し、民間活力を活かしながら、歴史的建造物の保存・活用、そのために欠かせない伝統工法に通じた職人の育成を図ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>